

# 仕様書

## 1. 貸付物件

【グループ別貸付表】

案件	グループ	自動販売機№	販売品目	設置台数	貸付面積※	貸付区分
1	G	(29)	清涼飲料水	1台	3m <sup>2</sup>	建物

※貸付面積には、回収ボックスの設置面積を含む。また、自動販売機の機種によっては、販売品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障が生じる場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認を行うこと。

【設置場所等】 詳細は別紙自動販売機位置図参照

番号	設置場所	販売可能種目	自動販売機寸法※
(29)	南病棟デールーム（呼吸器）	ビン・缶・ペットボトル・紙パック	幅 120cm × 厚さ 80cm × 高さ 180cm

※自動販売機寸法については、設置位置により多少の誤差は許容する。

## 2. 自動販売機の設置条件

### (1) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとする。

- ア 全て災害対応型自動販売機とし、別に締結する災害協定に基づき、災害時は自動販売機の在庫を無償で提供可能な機能を有すること。(バッテリー方式が望ましい)  
なお、防犯上の観点から、庫内取り出しはフリーベンドキー式とし、病院へ鍵を預けること。
- イ ピークシフト、ピークカット機能などの省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- ウ 新500円硬貨及び旧・新1,000円紙幣が使用できること。
- エ 自動販売機の転倒防止等や回収ボックスの飛散防止等の対策を十分行うこと。
- オ (29)の自販機については、可能な限り、キャッシュレス決済（決済手段は問わない）対応機種とすること。
- カ (29)の自販機については、可能な限り、ユニバーサルデザイン対応（飲料の選択ボタンが低位置に設置などの配慮がされている）機種を設置すること。

### (2) 販売品目等について

- ア 販売物は清涼飲料水（水、お茶含む）とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。なお、販売品の具体的な構成については、落札決定後、自動販売機を設置する前に施設管理者と協議を行うこと。また、多種多様なものが販売できるよう、可能な限り販売物が重複しないように努めること。
- イ 設置する自動販売機には、ペットボトル式の水およびお茶1本以上を入れること。
- ウ 容器の種類は、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。
- エ 販売価格は、標準販売価格以下とすること。なお、物価の変動、消費税率の変動により商品の販売価格の変更を希望する場合は、事前に施設管理者と協議すること。

### (3) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とする。また、電気料についても設置事業者の負担とする。各設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を、豊橋市が指定する期限までに全額納入すること。

#### (4) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- ア 貸付料及び電気料を期限までに確実に納付すること。
- イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
- エ 販売品目は仕様書記載の販売条件のとおりとし、酒類・たばこの販売を行わないこと。  
なお、販売品の具体的な構成については、落札決定後、自動販売機を設置する前に施設管理者と協議を行うこと。

#### (5) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- ア 販売品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。  
また、販売品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機に併設して、販売品の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクル等を行い、清潔さを保つようすること。また回収時において、当該自動販売機の販売物に起因すると思われるゴミや汚れ等が周囲にある場合や、回収ボックスが汚れている場合は、簡易的な清掃を実施すること。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。利用者等からのクレームについては、運営事業者と利用者等との間で直接解決することを原則とし、クレーム処理や上述のメンテナンス等について、当院の運営に支障のない体制を取ること。なお、当院の求める最低限の体制としては、土日祝日や夜間、年末年始等においても、留守番電話や電話転送等により伝言を残すことができ、迅速かつ誠実に対応できることを指す。

#### (6) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を豊橋市に請求することができない。

#### (7) 留意事項

- ア 病棟デールーム等、複数の運営事業者が同一の場所へ自動販売機を設置する箇所については、当該運営事業者間で以下について協議し方針を決定すること。
  - (ア) 該当場所における自動販売機の設置位置
  - (イ) 販売種目（可能な限り重複しないよう調整）
  - (ウ) 空き容器回収箱の共同管理について（設置スペースの最小化）
- イ 病院から自動販売機の移動等について要請があった場合は、協力すること。その際の移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とする。
- ウ すべての自動販売機において、夜間から早朝まで（19：00～7：00）の補充作業は不可とする。
- エ 機体のラッピングを施す際には、必ず当院と協議の上行うこと。

### 3. 売上状況の報告

売上状況を自動販売機設置場所ごとに下記のとおり報告すること。

#### (1) 内容

対象期間

設置場所・番号

販売価格

売上本数

売上金額

#### (2) 期限

区 分	報 告 期 限
4月～9月	1 1 月 3 0 日
10月～3月	翌年度 5 月 3 0 日

### 4. その他

- ・設置事業者は自動販売機設置前に、各施設に設置しようとする機器(回収ボックスを含む。)のカタログを提出すること。
- ・設置にあたっては市担当者と設置日を調整の上、すみやかに自動販売機を設置すること。